

令和7年2月3日

建設業者 様

豊田市長 太田 稔彦
(公 印 省 略)

建設工事における指名競争入札の見直しについて（お知らせ）

平素は入札契約事務に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

不調・不成立が多発している今般の状況を踏まえ、不調・不成立対策として、下記のとおり、指名競争入札を活用させていただきます。建設業者の皆様におかれましては御承知おきいただきますとともに、御理解と御協力をお願いいたします。

記

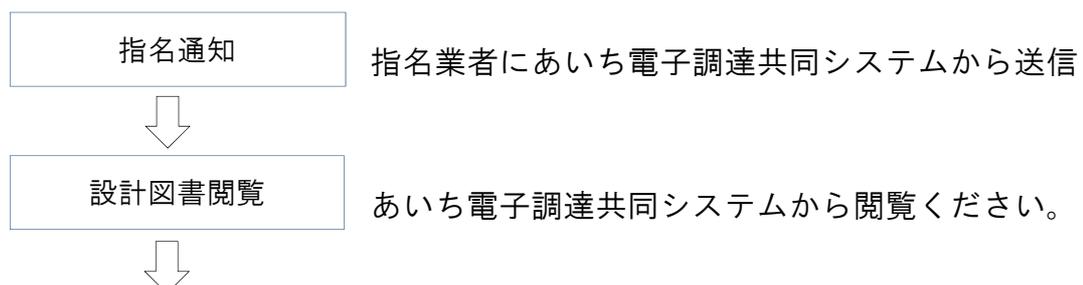
1 新たな取組内容

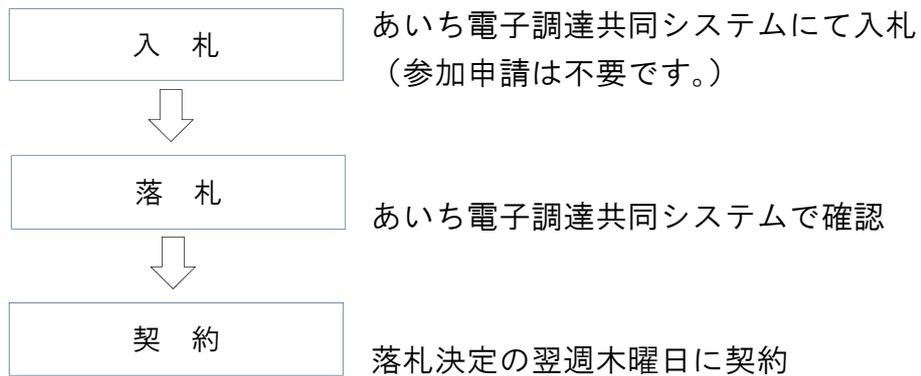
- (1) 一般競争入札の結果、再発注においても不調又は不成立となった工事案件については、異なる入札方式での発注として、指名競争入札にて発注させていただく場合があります。
- (2) 本取組は、不調・不成立対策の趣旨から実施しますので、少数の事業者を指名することは予定しておりません。
- (3) 本取組として指名競争入札を実施する案件については、指名通知書の「入札特定条件」の欄に「本案件は「不調・不成立対策型指名競争入札」です。」と記載されます。

2 指名競争入札のメリット

- (1) 指名された全事業者に対して指名通知が個別に届きますので、ご自身で入札公告に注意していただく手間なく、発注情報がお手元に届きます。
- (2) 一般競争入札の場合には、入札参加に当たって参加資格審査申請書等の書類の準備・提出が必要でしたが、指名競争入札の場合には、書類の提出なく参加が可能です。

3 契約までの流れ





4 その他

指名された事業者が入札されなかった場合でも、特にペナルティはありませんが、入札後については、提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることはできませんので御注意ください。

【問合せ先】

総務部契約課工事担当 電話 0565(34)6616(直通)